

児童補装具等の所得制限が撤廃されます

1. 概要

こども家庭庁より「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）が発出され、**障害児に関する**補装具費支給制度の所得制限の撤廃が示されました。本閣議決定の考え方に基
づき、以下の3事業について所得制限の撤廃を行います。

- ・ 補装具費支給事業（障害児・18歳未満の難病患者のみ）
- ・ 日常生活用具費支給事業（障害児・18歳未満の難病患者のみ）
- ・ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

【参考】「こども未来戦略」より抜粋

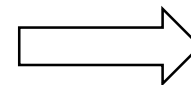
「また、補装具については、障害のあるこどもにとって日常生活に欠かせないものであり、成長に応じて交換が必要なものであることを踏まえ、保護者の所得にかかわらずこどもの育ちを支える観点から、障害児に関する補装具費支給制度の所得制限を撤廃する。」

児童補装具等の所得制限が撤廃されます

2. 変更内容

2024年3月まで

事業名	所得要件
補装具費支給事業	世帯の最多納税者の判定用 市民税所得割額※が46万円未満
日常生活用具費 支給事業	
軽度・中等度難聴児 補聴器購入費等 助成事業	保護者の判定用市民税所得割額※ の合計が23万5千円未満



2024年4月以降

3事業とも

所得制限なし

- ※判定用市民税所得割額 … 住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除（ふるさと納税等）適用前の市民税所得割額（平成30年度税制改正前の税率による）から、以下を控除した額
- ・16歳未満の扶養親族1人につき19,800円
 - ・16歳以上19歳未満の扶養親族1人につき7,200円